

令和6年度

町政執行方針
教育行政執行方針

令和6年3月

增毛町教育委員会

町民の誓い

わたくしたちは、美しくそびえる暑寒の連峰と無限に広がる日本海にいだかれた増毛町の住民です。

わたくしたちは、風雪に耐えて郷土を開いた先人の偉業をしのび、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、この町に住むことを誇りに思っています。

わたくしたちは、愛する郷土の発展を願い、より豊かな町づくりを目指して、ここに町民の誓いをさだめます。

- 1 からだを鍛え、仕事にはげみ、明るい町をつくります。
- 1 きまりを守り、力を合わせて、住みよい町をつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
- 1 心ゆたかに、文化を高め、楽しい町をつくります。
- 1 資源を生かし、未来をひらき、生きがいのある町をつくります。

昭和52年2月1日制定

町 政 執 行 方 針

は じ め に

令和6年第1回定例議会の開会にあたり、私の所信を述べ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

初めに、元日に石川県能登半島を襲った大地震によってお亡くなりになられた方々へ対しましてご冥福をお祈りし、今なお被災されております皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興復旧をお祈り申し上げます。

増毛町と同じ日本海側、高齢化率が高い過疎地における厳冬期の大災害ということもあり、防災の重要性を認識させられました。

町民の皆様におきましても、改めて、災害への備えをお願い申し上げます。

去年は、漁業、農業ともに好調に推移し、4年ぶりの開催となりましたイベントは、天候に恵まれ、多くの観光客にお越しいただき、大変感謝しております。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、インフルエンザと同じ5類となり、コロナ禍以前の様に社会経済が動いてまいりました。

しかしながら、人口の首都圏への一極集中は、更に進み、道内では、道央圏に人口が集まり、道北地域では、人口流出が止まりません。

また、燃料、物価の高騰、中国の水産物の輸入規制、物流の2024年問題、脱炭素社会への対応など社会経済情勢は厳しさを増しております。

増毛町におきましても行政運営は益々難しくなっており、少子高齢化による人口減少、全産業に広がる人手不足、町民の足を守る公共交通対策、消防、役場庁舎などの老朽化対策など課題が山積しております。

活力あるまちづくりを進めるためには、産業の元気と、その担い手となる町民皆様の健康が大切と考えます。

今年は、災害がなく、豊漁豊作の年でありますようお願いしております。

私のまちづくりの基本理念であります「だれもが住みたい 住み続けたいふるさと増毛」実現のため、町民皆様の声を真摯に受け止め、町職員とともに町づくりに邁進いたします。

町政に対する基本姿勢

就任当初から11項目のまちづくりの目標を設定させていただいております。

目標の達成に向け、より充実した事業展開を図り、活力あるまちづくりを進めてまいります。

子どもの健やかな成長を願い、さらなる子育て支援と教育環境の充実を図ってまいります。

生きがい活動事業団の活動を推進し、高齢者の皆様のお力をお借りしたいと考えております。

明和園の管理を社会福祉協議会へ委託し、魅力ある施設運営を進めてまいります。

基幹産業である漁業、農業、水産加工業の振興を図り、道内外へ増毛町の特産品のPRに努めます。

町道の長寿命化対策や増毛港湾整備事業、最終年となる農業農村整備事業など基盤整備事業を促進してまいります。

増毛町の自然環境や歴史を大切にし、観光客を呼び込む豊かな食を活かしたイベントの開催などにより、交流人口の拡大を進めてまいります。

住宅リフォーム助成や空き家・廃屋取り壊し補助など、町内業者の育成支援を進め、各種事業により商工会商品券の活用を図り、地域消費活動を進めます。

国の低所得者支援及び定額減税事業を速やかに実施し経済活動を活性化させます。

有償運送車両の運行、都市間バスへの補助など町民の足を守る地方公共交通対策を進めます。

町民の皆様の健康づくりを進めた結果、介護保険料が減少に転じたので、さらなる健康寿命の延伸を図ってまいります。

町立診療所の医師の確保、健康診断の実施等健康医療の充実を図ってまいります。

防災行政無線の活用、全町防災訓練の実施等により、安全安心のまちづくりを進めます。

消防庁舎については、建設場所、規模等について検討してまいります。

桜の植樹事業、花いっぱい運動、海岸清掃事業等の実施により、住環境に配慮したまちづくりと自治会活動の支援を進めます。

気配りと思いやりで、町民から親しまれる職員、役場づくりを進め、町民サービスに努めてまいります。

町民の皆様と手を携え、将来に希望が持てるまちづくりを全身全霊で進めてまいりますので、町民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

基本方針と施策の展開

1. 自然の恵みを活かすまちづくり

農林業

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や従事者の高齢化、後継者・担い手及び労働力の不足が顕著であり、また、ロシアのウクライナ侵攻以降、燃油・資材価格等が上昇しており、大変厳しい経営状況が続いております。

水稲につきましては、昨年につき豊作となった一方で、夏の暑さにより高温障害が発生し、品質の低下がみられました。

このような状況の中、町内のいくつかの農家では、肥料・農薬の使用量を従来の慣行栽培の半分以下に抑え、有機肥料を多く使用する「特別栽培米づくり」に取り組んでおり、良食味米、高品質米の産地である本町におきましても、安全・安心な米づくりとブランド化による消費・販路拡大を図ってまいります。

今後も、るもい農業協同組合等の関係機関と連携を図り、競争力の向上や生産環境の整備を進めてまいります。

事業最終年度となる道営の農業基盤整備事業は、別荘地区、湯の沢地区、信砂地区の整備が終了し、今年度は、朱文別地区において、区画整理、客土、暗渠、用排水路が整備されます。

本事業で整備された圃場は、透水性に優れ、大区画化により生産コストの軽減につながり、今後の農業経営の安定化、各集落の維持と耕作放棄地の抑制が図られるものと期待しております。

今年度も北海道等の関係機関、受益農家、るもい農業協同組合との連携のもとで、事業の円滑な推進を図ってまいります。

果樹につきましては、フルーツの里ましけ活性化プロジェクト事業を継続し、道内や首都圏において、増毛産果樹の販路拡大と知名度向上を目的としたPR事業を展開いたします。

果樹栽培振興事業による「おうとう裂果防止ハウス」の設置、減農薬栽培等、付加価値の高い農産物栽培への取り組み支援を継続してまいります。

近年の異常気象による災害等に対応するため、共済掛金への助成制度も継続し、共済制度への加入促進を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、北海道猟友会留萌支部増毛部会等の協力を得て、エゾシカ・カラス・アライグマ等の個体数減少と農業被害の軽減に努めてまいります。

また、昨年多発しましたヒグマ出没への対策につきましては、舎熊地区及び暑寒沢地区において、ヒグマの進入経路と思われる新信砂川及び暑寒別川の河畔林の伐採を行い、地域住民の安全確保に努めてまいります。

林業につきましては、一昨年、持続可能な森林活動に取り組むことを目的に、管内市町村、関係機関で「森林認証」を取得しており、今後もカーボンニュートラルに貢献してまいります。

町有林においては、森林が多面的機能を持続的に発揮できるよう、下刈り・間伐・造林・作業路の手入れ等の保育事業や、野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めてまいります。

民有林においては、森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、公費造林事業、豊かな森づくり推進事業を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めてまいります。

また、林業事業体経営強化対策は、林業従事者の高齢化や人手不足により、森林整備に支障を来すことから、事業者の森林整備体制を強化するため、林業機械導入に対し支援をしてまいります。

今年度も町内の環境美化を進める一環として、各関係機関と協力し、桜植樹祭を実施してまいります。

漁業

町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、中国の海産物輸入禁止措置、資源の減少や海域間の格差、トド等の海獣被害等、大変厳しい状況ではありますが、今年度も磯焼け対策及びゼロカーボンの推進につながる取り組みとして、民間企業と共同で藻場再生事業に取り組んでまいります。

増毛漁業協同組合をはじめとした関係機関と連携し、漁業資源の増殖環境の改善を図り、漁業経営の安定と向上につなげてまいります。

昨年の水揚げは、秋サケ漁等の不漁により、漁獲量は前年対比で459トン、約7.5%の減少となりましたが、国内市場の価格が高値で推移したことから、金額では4,236万円、約1.4%の増となりました。

ここ数年、漁業者の高齢化が進む中で、新規就業者が育ってきており、今年度も漁業の担い手対策として、漁業資格取得費補助事業、産業活性化事業により、新規就業者や後継者の確保と育成に努めてまいります。

また、浜が活気に満ち溢れるよう、将来の漁業資源の確保のため、ナマコをはじめとする漁業資源増大事業、未利用水産資源の活用促進と今後の海外需要増加に対応するため、各種漁業活動を支援してまいります。

漁場整備につきましては、北海道が事業主体となるウニ資源の増殖を目的とした水産環境整備事業の本工事が、昨年度から増毛小樽間内地先で実施されております。

また、トド等の海獣類による漁業被害の防止対策や密漁防止対策についても、増毛漁業協同組合をはじめとする関係機関への支援や連携のもと、取り組んでまいります。

商工業

商工業については、ロシアのウクライナ侵攻や円安を背景とする物価の上昇や高止まりが、企業経営に大きな影響を及ぼしております。

経営支援として中小企業特別融資制度や水産物加工業特別融資制度の活用を事業者へ周知してまいります。

また、増毛町商工会をはじめとする関係機関との連携を強化することにより、効果的な商工業施策を検討してまいります。

産業の支援・育成については、産業活性化支援事業補助金により社会のニーズを捉えた新商品の開発、販路開拓や起業の支援を行ってまいります。

結婚、子育ての応援、健康増進や社会教育事業などの推進において、商工会商品券を積極的に活用し、地元での消費を促してまいります。

近年、経営者の高齢化や後継者不在のため、廃業する事業者が見受けられることから、事業承継支援補助金により、当該事業者を支援してまいります。

雇用

本町の労働雇用環境は、依然厳しい状況が続いております。

現在では業種を問わず、全ての分野で労働力が不足している状況にあり、地域を支える人材の確保が喫緊の課題となっております。

今後は、これまで行ってきた、生きがい活動事業団などによる高齢者の人材活用を引き続き推進するとともに、複数の業務に従事するマルチワークを推進する特定地域づくり事業組合制度の活用を調査研究し、人的資源の確保と安定した雇用の創出に取り組んでまいります。

水産加工業や水産業、介護事業において、外国人の受け入れが進められており、町内の外国人人口は年々増加していますので、町内産業の支え手となっている外国人との共生社会を目指し、町民との交流や日本語学習の場を設けます。

観光

令和5年度は、5月に新型コロナが5類感染症に変更となり、外出等の行動制限がなくなったことを受け、「春の味まつり」、「港まつり」、「秋の味まつり」の3大イベントを4年ぶりに開催しました。

いずれのイベントも天候に恵まれ、多くのお客様にお越しいただき、盛況の内にイベントを終える事が出来ました。令和6年度も3大イベントについては、内容の充実を図りながら開催に向け準備を進めてまいります。

夏から秋にかけての週末や祝日は、札幌方面や旭川方面を中心に多くの観光客が訪れ、ふるさと歴史通りは賑わいを見せております。これは本町が推進してきた増毛駅を玄関口とした食と歴史を活かした観光が、多くの皆様に認知されてきた成果であると感じています。今後も増毛駅周辺を観光の拠点として整備を進め、増毛の食と古き良き街並みをPRし、旧増毛小学校特別公開事業の実施、歴史的建造物群や史跡を活用した町内散策、観光情報の充実などに取り組み、観光客の入り込みの増加と交流人口の拡大を図ってまいります。

また、まちの活性化や町外PRを進めるため、町内小規模イベントの開催経費や町外催事等への出店費用の一部を助成してまいります。

近年、国や北海道はサイクルツーリズムやアドベンチャートラベルを中心とした体験型観光を推進しています。本町の自然を活かした体験型観光が快適に行えるよう、関係機関と連携し、その方策について検討してまいります。

リバーサイドパーク、岩尾温泉あつたま〜る、暑寒別岳スキー場の各観光施設については、皆様に快適に利用していただける施設となるよう老朽箇所の点検や施設の修繕を適宜進めてまいります。

暑寒別岳登山については、近年クマの目撃情報が多く寄せられる事から、ホームページで随時、目撃情報を発信し注意喚起を図ります。山岳遭難については山菜採り時期に注意喚起を強化し、遭難発生時は警察をはじめとする関係機関と連携して対処してまいります。

2. 元気で長生きできるまちづくり

病気の予防・健康づくり

町民の健康づくりは、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画:令和6年3月)に基づき実施しております。

本町の健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、高医療費、高介護費を招くため、高血圧対策に重点を置いております。

これらの病気を予防し、健康寿命の延伸を目標として、特定健診や特定保健指導に積極的に取り組み、「ら・さんて」や「健康づくり教室」を活用し、運動機能の維持や改善に努めるほか、増毛醬油等を利用した減塩推進の食生活改善について、保健推進員の協力も得ながら取り組んでまいります。

また、令和元年度より実施している「ましけ健康ポイント事業」の拡充を図り、更に健康意識を向上させ、健康活動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めてまいります。

がん検診やコロナワクチン接種、インフルエンザ予防接種等の感染症対策のほか、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成も継続して取り組んでまいります。

医療

診療所の運営については、所長の急逝、医師の退職により固定医の不在が続き、大変ご不便をお掛けしていたところですが、元勤務医のご協力により、平日の外来診療が継続されているところでありますので、固定医師の確保について鋭意努力してまいります。

診療所収入の根幹であります診療収入は、人口減少や病棟の受入休止などにより、大きく減少する等、厳しい状況が続いております。

診療所は、地域の医療機関として初期治療及び一次医療を担い、特定健診をはじめとする各種検診に加え、法定予防接種の実施・訪問診療等、安心して安全な医療の提供ができるよう、関係医療機関の支援・協力を仰ぎながら、健全な運営と医療サービスの充実に努めてまいります。

結婚・出産・子育て支援

子育て世代包括支援センターにおいて妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携等に加え、全妊産婦への支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防等、包括的な支援を行っております。

妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、3才児視覚検査、乳幼児フッ素塗布、妊婦の超音波検査14回、不妊治療費等の母子保健分野の公費負担・助成を継続し、さらに今年度より不妊治療の先進医療に対する助成や、産後ケア事業を開始し、一層の支援対策に努めてまいります。

子どもの医療費については、就業していない18歳以下（18歳になって最初に迎える3月31日まで）を対象として商工会商品券にて助成しておりますが、今年度から初診料を含めた内容に拡充することで、子育て世帯における経済的負担の軽減を図ります。

ひとり親の家庭においては、民生委員・児童委員を窓口とした相談の実施、各種の福祉制度の支援や福祉資金の活用により、安心した生活が送れるよう支援し、医療費助成により経済的負担を軽減してまいります。

出産準備金、出産祝金を支給し、出産後も4年間毎年子育て支援金を支給することにより、オムツ代やミルク代などの負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を応援してまいります。

第3子からの支給を第2子からの支給に拡充した多子世帯への子育て支援金を継続し、入学・進学時に商工会商品券にてお祝い金を支給することによって、子育てを応援するまちづくりを進めてまいります。

婚姻に対しては、出会いから新生活の開始までの支援が必要ですので、同窓会支援事業の活用や、結婚祝い金の支給、祝賀会開催支援、結婚新生活支援事業補助金により、結婚をしやすい環境づくりに努めてまいります。

高齢者福祉

町民の46.6%が65歳以上と高齢化が進んでいる本町では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアの取り組みが重要です。

このため、高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、各種生活支援サービスの情報提供や権利擁護事業のほか、フレイル予防、認知症総合対策等、地域支援事業の推進に努め、今年度より一人暮らし高齢者等の見守り事業に取り組んでまいります。

生活支援の体制整備は、関係機関・町民・行政が協働で本町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出が求められていますので、配食サービスや訪問型サービス等、介護予防の一層の充実を図ってまいります。

また、65歳未満の方においても対象者の属性を問わない相談支援（障がい、福祉、ひきこもり、メンタルヘルス、生活困難、ケアラーなど）、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、複合化・複雑化した支援ニーズに対応していきます。

全国的に介護員が不足する中、町内の介護保険施設も働き手の確保が厳しい状況にあることから、修学資金の一部を貸付する「介護従事者養成修学資金貸付事業」や「介護従事者就業支援補助事業」の周知を図り、町内外からの働き手の確保と育成、就業の継続及び定着を図り、介護サービスの体制充実に努めてまいります。

明和園については、昨年12月に外構工事が完了し、移転に伴う工事がすべて終了いたしました。

4月より施設運営を増毛町社会福祉協議会に委託しますが、今後も入所されている方々が、安心して健やかな生活を送れるよう、サービスの質と量の維持を図ります。

地域福祉

住み慣れた場所で未永く住み続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画に基づく施策が実施されておりますが、身近な生活課題に対応する地域福祉は、町民の力が不可欠であり、個々が主体的に想像し、取り組むことが地域福祉の源と考えます。

地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため「生きがい活動事業団」や「ゆうゆうマーシー」の活動を支援してまいります。

公的な福祉サービスの拠点として社会福祉協議会がめざす「みんなで支え合う地域づくり」の中で、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう支援の強化に努めてまいります。

また、長年使用してきた福祉バスを更新し、快適性と高齢者の安定した足の確保を図ります。

障がい者福祉

障がい者及び障がい児福祉については、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画・障がい者計画（令和6年度～8年度）」に基づき進めてまいります。

特に、本人が希望する暮らしを実現するため障がい者総合支援法に基づき、各種の障がい者福祉サービスに対し、介護給付等の自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の給付や移動支援等の地域生活支援事業を推進してまいります。

また、重度心身障がい者に医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減してまいります。

併せて、障がい者の外出機会を確保するために、増毛町社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業への補助を行ってまいります。

障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るため広報啓発活動にも努めてまいります。

社会保障

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤としての役割を担っていますが、加入年齢層が高いため、医療費は高く、所得は低いという構造にあることから、制度の安定を目的に平成30年度から財政運営が北海道に移管されました。

本町の一人当たりの医療費は高い水準で推移しておりましたが、特定健診の受診勧奨や健康寿命延伸事業及び食生活等の生活習慣改善に取り組み、成果が現れてきているため、今後も継続した取り組みを行ってまいります。

後期高齢者医療制度は、増加する医療費に対し、持続可能な制度の創設を目的に平成20年度から開始されており、今後も運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合や北海道等と連携し、適正で安定的な制度の運用に努めてまいります。

介護保険については、「第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)」に基づき、在宅、通所、施設サービス等、多種多様なサービスを活用し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう充実を図ってまいります。

住み慣れた町でいつまでも暮らすために、必要に応じた介護サービスの提供と、介護予防・日常生活支援総合事業の更なる充実をめざしてまいります。

健康づくりの推進により介護保険料の上昇を食い止め、平成27年度の水準まで戻すことができました。

今後も介護給付の適正化により介護給付費の抑制を図り、健全な介護保険運営に努めてまいります。

国民年金は、老後の生活安定を目的とした社会保障制度であり、無年金者や適用漏れの解消のため、年金事務所と連携しながら制度の周知に努めてまいります。

3. 安心安全に暮らせるまちづくり

生活環境

平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町においても適正に管理されていない空き家等の対策に取り組んでまいりました。

放置されたままの危険性の高い空き家等の除却について、要する費用の一部補助を継続してまいります。

ごみ処理については、近隣3市町で構成する留萌南部衛生組合において共同で実施しており、留萌市で資源化施設、小平町で生ごみ処理施設、増毛町で一般廃棄物最終処分施設がそれぞれ稼働しております。

ごみの排出量は人口減に伴い減少傾向にありますが、正しく分別することによって、ごみ減量化や経費削減にもつながります。

生ごみ減量のための食品ロス対策及びコンポスト助成事業も継続してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

不法投棄対策としては、啓発活動を積極的に進め、関係機関と連携して防止に努めるとともに、海岸漂着物についても、景観や環境の保全を図るため継続して対策を進めてまいります。

し尿処理についても、留萌南部衛生組合において共同で実施しておりますが、下水道の普及に伴い、処理量は減少しております。

ましけ葬苑は、昭和53年の建築から40年以上経過し、老朽化が進んでおりますが、適切に管理を行い、使いやすい環境の整備に努めてまいります。

暑寒沢墓地敷地内に合同墓を整備し、令和5年度から運用を開始したことによって、お墓の承継や焼骨の管理が困難となった方のニーズに応えられるようになりました。

飼い主のいない猫対策として、捕獲器の無償貸出や不妊去勢手術費用の一部を助成し、飼い主のいない猫の増加抑制に努めてまいります。

文化センター、総合交流促進施設元陣屋にクーラーを設置し、クールスポットとして町民の快適な生活環境を確保します。

道路・交通

町道の整備については、自治会要望や緊急性、必要性等を勘案し優先順位を決め、計画的に道路整備を推進するとともに、橋梁の延命化を図るために、損傷や劣化状況等を点検し、維持修繕を行い橋梁の安全性能を確保してまいります。

今年度から2カ年計画で町道第3火防線通線の改良を行い、道路網の整備に努めます。また、アップル団地裏道路を新設することにより、宅地の活用を図り、新たな民間住宅の建設を促進します。

除雪作業の効率化と除雪体制の強化を図り、町民が安全で安心して利用できる包括的な道路交通網の確保と維持管理に努めてまいります。

公共交通機関は、平成28年にJR留萌本線の増毛～留萌間が廃止され、令和3年には、ハイヤー事業を委託していた事業者が撤退する中、民間バス会社は地域交通の重要な役割を担っていることから、地方路線や都市間路線の交通網維持のための支援を引き続き行ってまいります。

また、札幌市まで運行しております「都市間バス（特急ましけ号）」については、週4日の運行とし、費用を助成することで路線維持に努めてまいります。

令和4年4月から町が主体となって自家用有償旅客運送事業を実施し、昨年7月からは土曜日・日曜日・祝祭日、11月からは夜間の運行を始めました。

今後におきましても、町民の生活に密着した安定的で利便性のある交通手段の確保に努めてまいります。

また、在宅で生活する高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通機関は欠かすことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない暑寒沢・中歌・湯の沢・信砂・朱文別沢地区の交通空白地域の町民に有償運送利用に係る費用の助成をするほか、運転免許を自主返納した70才以上の高齢者に対し、路線バス回数券や有償運送利用に係る費用の助成を行い、高齢者が外出しやすい環境の整備に努めてまいります。

住環境

公営住宅については、老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した団地を適正に供給してまいります。

今年度は脱炭素事業として、かもめ団地廊下の蛍光灯を、LED照明とする改修事業を行います。

住宅リフォーム等補助事業は、令和5年度から4年間の時限事業として実施し、居住環境の整備、子育て世帯等の定住促進と移住定住人口を確保するため、補助内容を拡充し実施します。

新築住宅建設支援補助事業につきましても、未利用地等の有効活用を図るため、土地購入費の一部補助を継続してまいります。

上下水道

水道事業については、住民生活に欠かせない重要なライフラインである飲料水を安全かつ安定的に供給するため、水質の管理・供給量の確保を基本に施設の維持管理と水質管理の強化を図ってまいります。

今後も老朽化した施設等について、優先度を考慮し計画的に整備・更新を進めてまいります。

公共下水道については、生活環境の向上や衛生環境の保持及び公共用水域の水質保全を目的としております。

今年度は昨年度に引き続き、令和元年度に策定したストックマネジメント計画を基に下水道処理施設の設備更新工事を行ってまいります。

今後も施設の適切な維持管理に努め、持続可能な下水道をめざすとともに、環境保全に対する啓発活動等により下水道接続の普及促進に努めてまいります。

市街地の大部分で下水道への接続が可能となり、更に一般家庭に限りディスプレイの使用を可能にし、生ごみの減量化と清潔で快適な住環境づくりを推進してまいります。

市街地以外の地区の生活排水対策についても、既存の合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を活用し、生活環境の向上を図ってまいります。

情報通信

地上デジタル放送の開始に伴う新たな難視聴区域6地区のため、町が主体となって整備した光ファイバーによる共聴設備につきましては、地区の皆様が良好に視聴できるように設備を管理してまいります。

また、光ブロードバンドにつきましても、町内全域での利用が可能になりましたので、安定的な高速通信環境を継続して利用できるように、設備の維持管理に努めてまいります。

消防・防災・交通安全・防犯

明治8年に私設火消組が組織されてから、創設150周年の節目となることを記念して、増毛消防の基礎を築いた先人の英知と努力を偲び、記念行事を実施します。

消防体制については、複雑化・多様化・大規模化している各種災害に対応するため、より実災害に即した訓練を実施し、消防団組織を含めた消防部隊の適切な配備・運用に努めてまいります。

また、老朽化した消火栓の更新を計画的に実施し、消防水利の確保に努めます。

火災は放火や火の不始末、油断から発生することが多く、火災を発生させないためには一人一人の防火意識が重要なことから、年間を通して防火啓発を行い、住宅用火災警報器の設置・維持管理状況を調査し、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、高齢化を背景とした救急件数の増加や救急業務の高度化に対応するために、気管挿管や薬剤投与等の救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。また、救命率の向上には早期の心肺蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

老朽化した消防庁舎については、建設に向けて、場所、規模、財源等の調査検討を進めます。

防災については、「全町防災訓練の日」に町民参加の防災訓練を実施することにより、町民一人一人の防災意識の向上や、自治会を中心とした自主防災組織の設立の推進を図り、安心安全なまちづくりに努めてまいります。

また、防災備蓄品についても計画的に確保してまいります。

防災行政無線については、関係機関の協力を得ながら、今後も災害や気象情報の迅速な提供に努めてまいります。

交通安全活動について、北海道では21年続けて「交通事故死ワーストワン」を回避しており、本町においても事故発生件数や物損事故件数が減少してきております。

これもひとえに交通安全協会や関係機関の取り組みと町民意識の高まりの成果であり、今後も町の特産品を活用した事業の展開や各関係団体等と連携した街頭指導や啓発活動に努めてまいります。

防犯については、防犯協会を中心として、防犯パトロールや住宅・自動車診断等を継続して実施してまいります。また、新入学児童への啓発資材の配布やこども110番の家、町内工事事務所への防犯啓もう訪問等の活動を推進してまいります。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺・還付金詐欺等の犯罪も手口が巧妙で被害が後を絶たない状況にあります。

これらの犯罪を未然に防止するためにも、警察署と連携を取りながら、迅速な情報提供や各種行事等を通じた啓発活動を推進し、犯罪のない安心して暮らすことができる町をめざしてまいります。

また、町内に防犯カメラを計画的に設置し、事件事故等の早期解決と犯罪への抑止力を高めてまいります。

港湾・漁港

増毛港の整備については、沿岸漁業、石材の積出港、海洋レジャーの基地として港湾整備計画に基づき、留萌開発建設部の直轄事業により整備を進めているところであります。

今年度は、北防波堤護岸事業の4年目となる北防波堤の越波対策が図られるほか、「北物揚場～北荷さばき地」を改修するための、調査・設計を実施します。

また、別荘漁港において港内静穏度確保のため、北・西防波堤の嵩上げが継続されます。

その他、各漁港の機能維持のため、浜の要望を随時関係機関へ要望してまいります。

土地活用と公共施設

土地活用については、農業振興地域整備計画や森林整備計画に基づき、計画的な土地利用や保全を進め、基幹産業の発展を図るとともに、都市計画用途地域の適正利用を進めてまいります。

また、遊休町有地については売却方法等を検討し、住宅建設を促進し、定住化を進めます。

公共施設については、個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

過疎化及び少子化にともない、現在は認定こども園が1園、小学校と中学校が各1校ずつとなっております。

子どもたち一人一人の個性を活かし、健やかで元気に成長できるように、また、郷土への愛着を持って学校生活を送ることができる教育環境の充実に努め、「確かな学力」、「豊かな心・健やかな体」の育成をめざしてまいります。

町民一人一人が恵まれた環境で、感性を育み心豊かな生活を送ることができるように、生涯学習・芸術文化・スポーツの振興につながる各種事業を実施し、活動の場となる関係施設の充実に努めてまいります。

スキー場の管理について、観光事業から教育事業に移行し、町民に身近な施設として活用してまいります。

5. 町民が主人公のまちづくり

コミュニティ

町内には現在、57のコミュニティ組織（自治会）があり、各種会議や研修会、要望の取りまとめ、清掃及び防犯活動、敬老会の開催等、住民自治が推進されております。

自治会で管理運営されている会館の改修や電気料の一部を補助し、自治会負担の軽減と活動支援を継続してまいります。

市街地区コミュニティセンター（はまなす会館）は、本年度、トイレを水洗化することで利用者の使いやすい環境の整備に努めてまいります。

また、平成31年から地域担当者制度による情報共有や地域で解決できない諸問題に対応するため、町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、自治会及び連合自治会と行政とのパイプ役を担っております。

高齢化や人口減少による自治会員の減少が推測されますが、町民一人一人がコミュニティの担い手である意識が重要であります。

移住・定住・人口対策

国全体の課題である人口減少問題では、東京一極集中が続き、北海道では札幌市に人口集中が起きております。

本町では、過去10年間で20%以上の人口が減少しておりますが、定住人口が減少しても、関係人口を増加させる施策に取り組み、住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

子育て支援、教育環境を充実し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

町民の健康寿命の延伸により、生涯活躍できるまちづくりを進め、基幹産業である一次産業の振興を図り、住みやすいまちづくりを進め、町の魅力を高めてまいります。

ちょっと暮らし住宅の活用、PRの実施により、短期就労者や地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、人材の確保に努めます。

国では、都市に住みながら地方と関わりを続ける二地域居住の取り組みを強化しており、本町においても、漁業や農業のアルバイトをしながら一定期間の居住を推進する短期就労事業や、季節移住の拡大を目指し、果樹園地帯活性化拠点整備事業を実施し、年間30万人を超える観光客、ふるさと納税寄附者といった交流人口が関係人口へと変容するよう促します。

財政運営

地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にあるものの、平成15年度以降に実施した町独自の財政改革により、起債残高や各種財政指標は大きく改善しております。

しかしながら、依然として進む人口減少や少子高齢化等により、町税等の自主財源の減少が見込まれ、加えて担い手不足による地域経済の縮小も予測されます。

その状況下で町民の多様なニーズに対応するためには、より簡素で効率的な行政経営を図る必要があります。

各会計においては、健全な財政の基本である収支の均衡を保持する行政経営をめざし事務事業の見直しを進め、より効果的で安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

コスト意識を持ち、経常経費の節減を図ることはもとより、必要性・重要性・緊急度に応じ事業を選択・実施することでメリハリのある財政運営を進めてまいります。

併せて、まちづくりプランに基づき、地方債の計画的な借入れ、余剰財源の基金への積み増し等の各種取り組みを継続的に進め、持続可能な財政運営の実現をめざしてまいります。

む す び

以上、令和6年度の町政の推進にあたり、私のまちづくりの基本理念の考えに基づいて、主要な施策を申し述べてまいりましたが、町民の皆様から負託を受けた責任を果たすべく、全力で取り組んでまいります。

議会議員並びに町民の皆様のご理解と、なお一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

教育行政執行方針

はじめに

令和6年度における教育行政執行方針を申し上げ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

教育には、「人格の向上と完成をめざし、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という目的があります。

子どもたちが、それぞれの目標に向かって、生き生きとたくましく成長できるよう、また、町民の皆さんが日々の生活に充実を感じ、心豊かで健康に暮らすことができるよう、教育行政を進めてまいります。

近年、増大するメディア情報や、関係機関等からの一方的な要請もありますが、町民や子どもたちにとって、何が必要で、何を優先すべきかをしっかり見極めながら、教育施策に取り組んでまいります。

また、本町の教育関係者の考えや、過疎地域の教育現場の厳しい現状なども、教育機関等へ積極的に発信してまいります。

以下、「学校教育」、「幼児教育」、「家庭教育」、「社会教育」ごとに申し上げます。

学 校 教 育

一人一人の児童生徒が、自らの良さや可能性を認識するとともに、あらゆる人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、教職員と一体となり教育施策を推進してまいります。

小・中学校には、職員室と普通教室を中心にエアコン設置整備を行い、児童生徒の学習活動環境の改善と、教職員の職場環境を整えてまいります。

以下、5項目の「増毛町の学校教育重点目標」に沿って主な取り組みについて申し上げます。

1. 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実

考動力の育成

子どもたちが、日々の学びや経験から得た基礎・基本を知識として活用し、「自ら考えて動くことができる力」を育成してまいります。

学力の育成

全国学力・学習状況調査や各種の学力テストの結果を検証し、学習面の課題解決に向けた授業改善や、小中連携の強化、家庭との連携による望ましい学習習慣の定着などの取り組みを推進してまいります。

また、加配制度の活用により、習熟度別授業や小学校での専科授業などを実践してまいります。さらに、学習支援員を配置して学力の底上げを図ってまいります。

I C Tの活用

教科指導等においてI C Tを効果的に活用し、学習への興味・関心を高め、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、今年度も、教員の教材研究や研修を深めて授業改善を図ってまいります。

英語教育

A L T（外国語指導助手）の活用による児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図り、中学生の英語力向上のための英検I B Aの活用と、英検受験料の助成を継続して英語教育の充実を図ってまいります。

小・中学校の連携

増毛町教育振興会が中心となり、義務教育9年間を見とおした教育指導の更なる充実をめざして、相互授業参観や児童生徒の交流授業など、子どもたちにとって有益な取り組みを深めてまいります。

学習環境の支援

経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、就学援助制度による支援を継続してまいります。

また、保護者負担の軽減施策として、通学用カバン・中学生ジャージの寄贈、学校活動保険掛金・スキー授業リフト代・体育柔道着などの町費負担、教材費・中体連参加費用・学力検定料・修学旅行経費などの助成、学校給食費・高校通学費の補助、校外活動のスクールバス運行などを継続いたします。

2. 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をとおしたふるさと学習の充実

生まれ育った増毛の豊かな自然や伝統・文化を知り、地域への愛着や親しみからふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、田植えや稲刈り体験学習、町内の行事への参加や、職場体験、増毛山道などの地域の歴史学習を通じて、町の恵まれた素材に触れ、また、ボランティア活動や高齢者との交流を通して地域への愛着やつながりを育むことで、ふるさと学習の充実に努めてまいります。

3. 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

学校における人権教育を含めた道徳教育では、家庭での躰や規範意識の育みを基に、道徳科を要とした学校教育活動全体を通じて、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、話し合い、考えを深め、表現する力を育むことができるよう、学習活動の充実に努めてまいります。

4. 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実

いじめ

いじめは、人としての尊厳を傷つけ生命の危険をも招くことから、絶対に許されない行為であるという意識を児童生徒に徹底し、全教職員が共通認識のもと、積極的認知と適切な指導に努めてまいります。

また、「いじめ防止対策推進法」の条文には、学校が取り組むべき内容が数多くありますが、子どもの責任を有する保護者への強い啓発も必要と考えます。

不登校

不登校の原因には、子どもたち自身の無気力、不安感、生活習慣の乱れ、怠学傾向など様々な要因が見られますが、初期段階での認知と対応の継続が大事であり、教職員、保護者、スクールソーシャルワーカーとの連携を深め、状況の改善に取り組んでまいります。

身体づくり

小学校では、体育エキスパート教員の配置による体育授業の充実や体力づくりの推進に努めております。また、町内小中学生の運動機会の増進を目的に、体育施設の個人使用料の減免を継続してまいります。

5. 一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う特別支援教育の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、個別での支援・指導が可能となるよう支援員・介助員を配置して、学習や学校生活の支援の充実を図ってまいります。

「就学前児童生徒等情報連絡会議」を定期的で開催しており、担当教諭や関係機関が連携して子どもたちの状況を把握し、円滑な接続に努めております。

また、留萌管内には小中学生を受け入れる特別支援学校がなく、専門性の高い特別支援教育を身近な場所で受けることができない環境にありますので、特別支援教育の地域格差解消に向け、関係機関への要望を継続してまいります。

幼 児 教 育

幼児教育には、人格形成の基礎を培う重要な役割があり、特に保護者は親の役目として、幼児期に躰や愛情、物事の善し悪しなどを育む責任があります。

しかし、近年では社会生活の多様化や家庭環境の変化により、家庭で培われるべき幼児期の教育を他者に委ねている現状が多くあります。

このような社会状況の中で、「認定こども園あっぷる」における幼児教育の役割はますます重要となっております。

こども園では運営方針の基に、成長段階における躰の育みや意思の芽生えなどについて親との共有を図り、子どもの心の思いや声を聴き、幼児一人一人の多様性の尊重に心がけ、幼児の教育活動を推進してまいります。また、小学校との連携を図り、義務教育への円滑な接続に努めてまいります。

家 庭 教 育

教育基本法の第10条家庭教育では「保護者は、子の第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自律心を育成し、心身調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあります。

子どもの躰や規範意識、正しい生活習慣や思いやりの心などの、人として基本的な育みは親の役目であり、学校は、家庭で育まれた意識や行動を社会性の中で成長させる場です。各家庭で子どもとふれあう時間を増やし、親が模範となり家庭の教育力の向上を果たしていただくよう啓発を続けてまいります。

近年、学力の低下が懸念されていますが、その原因は家庭学習の時間が少ないことが第一に上げられています。本町では教職員が作成した小中学生用の「家庭学習の手引き」を各家庭に配付しており、家庭内での約束ごととして、家庭学習の習慣化を促進してまいります。

社 会 教 育

社会教育では「だれもが住みたい、住み続けたい、ふるさと増毛をめざして」を教育目標とし、増毛町社会教育中期計画の基本方針に基づいて、様々な学習や体験を提供し、町民の皆さんが日々の生活に充実を感じ、心豊かで健康に暮らすことができるよう、施策の工夫を図りながら各種の社会教育事業を進めてまいります。

1. 学習や社会参加への意欲を高める生涯学習活動

すべての年代を対象に、それぞれのライフステージに対応した学習機会や情報提供を続け、生涯を通じて学ぶ喜びに触れ、生きがいを感じられる暮らしの実現をめざしてまいります。

推進事業

幼児教育では、幼少期からの読書習慣の定着をめざし、絵本の読み聞かせや元陣屋での絵本まつりを継続しながら、豊かな情操形成に努めてまいります。

少年教育は、「ましけキッズ体験隊」を中核として、様々な体験を通して学習意欲を高め、郷土の魅力に気づく機会となるような活動を進めてまいります。

青年・成人教育では、住民のニーズを把握し、社会教育委員と連携しながら時代に即したワークショップ等を実施し、学習意欲の充足に取り組んでまいります。

女性教育は「さくらコミュニティ学級」において、生活に根差した学習や実技講習などを実施しながら、女性の主体的な活動の推進に努めてまいります。

高齢者教育は「暑寒大学」において、各種の学習・交流を続けながら、学生以外の高齢者にも幅広く情報提供を行い、より多くの方に生涯学ぶことの楽しさを伝えてまいります。

2. 地域文化の創造を目指す芸術文化活動の推進

人の創造性や感性を育み、生活に潤いを与え、地域に豊かさをもたらすことを目的に、継続した芸術文化事業を展開してまいります。

また、「文化協会」との連携を図り、各サークルの支援と育成普及に努めてまいります。

推進事業

児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業は、今年度、小学生向けにパントマイム演者によるステージショーを開催し、観覧者の参加も促しながら、多角的に楽しめる舞台上で豊かな情操の育成をめざしてまいります。

町民スクールでは、開かれた学習の場として多彩な講座を計画しており、運営委員会への効果的な支援に取り組んでまいります。

増毛町の文化財とその歴史的背景に多くの関心を高めるため、文化財周遊事業や史跡を巡る文化財見学ツアーを継続してまいります。

元陣屋

収蔵する郷土資料を活用しながら、町の歴史的側面の魅力を発信してまいります。

図書室では、図書館協議会を通じて学校の図書室とも連携を深め、IT機器を活用しながら、より多くの子どもたちに読書の楽しさを啓発してまいります。

また、「元陣屋からのお知らせ」の配付や魅力ある図書紹介の掲示を継続し、生涯にわたる読書活動の推進に努めてまいります。

旧商家丸一本間家

駅前観光の中核を担う側面も踏まえ、各種の催しやスマートフォンを使用した音声ガイドなどを活用し、さらなる有効利用と入館者の増加をめざしてまいります。

また、企画展を開催し、本間家と共に歩んだ増毛町の歴史なども幅広く伝えてまいります。

3. スポーツ・レクリエーション活動による生きがいある生活の実現

スポーツは、健康な心身と充実した生活を保つための重要な要素です。スポーツ団体を支援し、様々な事業を展開することで、誰もが手軽にスポーツを楽しめる機会を提供しながら、人々の生活が豊かになるよう努めてまいります。

推進事業

「健康づくりウォークラリー」は、幅広い年齢層の方に気軽に楽しんで参加していただいております。町民の健康意識が高まるよう工夫を図りながら継続いたします。

マラソン大会「ましけラン」は、体力増進と健康づくりを目的に、より幅広い世代への参加を募り大会の充実を図ってまいります。

町内のスポーツ団体が継続して開催しております各種の大会は、町の主要スポーツイベントでありますので、引き続き支援してまいります。

スポーツ施設

体育館は、内部の改修工事を毎年実施してきましたが、昨年は外壁の防水塗装工事を終え、快適な環境での利用促進を図ってまいります。

屋内グラウンドは、昨年床面のメンテナンスを実施しており、安心安全な環境での利用促進を図ってまいります。

パークゴルフ場は、社会教育事業でも定期的な活用を図りながら、多くの町民の皆さんに楽しく利用していただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

温水プールは、水中運動講習会や子ども水泳教室を実施し、幼児・児童用の遊泳エリアを設けるなど、潜在的な需要の掘り起こしに努めてまいります。

む す び

以上、令和6年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、子どもたちが郷土を愛し、将来に向かって生きる力と豊かな心を育み、また、町民の皆さんが生き生きと学び、心豊かに過ごすことができるよう、増毛町の教育の推進に全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和6年度

町政執行方針・教育行政執行方針

作成 企画財政課